

一般市道八条通（1）の違法放置物件について、道路法第44条の2第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管していますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年6月22日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
手提げ袋	400×450×250	2個

2 除去した違法放置物件の放置されていた場所

南区東九条上殿田町59番

3 違法放置物件を除去した日

平成29年6月16日

4 違法放置物件の保管を開始した日

平成29年6月16日

5 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所大宮倉庫（下京区塩屋町283番2地先）

6 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL（075）691-3158

（南部土木事務所）